

平成22年3月5日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 監査委員公告

○監査の結果に基づき講じた措置の公表（1～3）…………… 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査結果公告第1号

地方自治法（平成22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成22年3月5日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
秋田県監査委員 樽 川 隆  
秋田県監査委員 大 和 顯 治  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
財—————429  
平成21年11月30日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
秋田県監査委員 樽 川 隆  
秋田県監査委員 大 和 顯 治  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年10月30日付け監委-570で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	平成21年10月20日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ15.3%、2億8,178万円増の21億1,898万円となっております。</p> <p>このうち、個人県民税が67.6%を占めていることから、市町村と地域振興局との合同滞納整理の実施や県職員を市町村に派遣して個人住民税等の滞納整理に当たらせる短期派遣事業を推進し、その縮減に努めてまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	学術国際政策課	監査年月日	平成21年10月8日
<p>(指摘事項) 県立大学授業料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金883,160円については、未納者本人及び保証人に対する納入指導に努めており、平成21年10月末日までに84,790円を回収しております。</p> <p>今後も引き続き、納付の継続を求めてまいります。</p>			

監査課所名	科学技術課	監査年月日	平成21年10月8日
<p>(指摘事項) 高度技術研究所使用料に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 設備使用料に係る未収金については、債務者の破産手続きが終了したことにより、回収できる見込みが無くなったことから、平成20年3月11日付けで徴収停止措置としております。 今後は、消滅時効の経過を待ち、不納欠損の手続きを進めることとしております。</p>			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成21年10月19日
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した未収金46,547,361円については、一部納付を含め、平成21年10月末までに755,901円を回収しております。 被保護世帯に対し、収入の申告義務等生活保護制度を十分説明するとともに、生活実態を把握し、返還金の発生の未然防止に努めてまいります。 また、被保護者からの収入申告と、税務当局への収入申告との突合を早期に実施し、返還金を最小限にとどめるよう努めてまいります。 発生した返還金については、生活状況を把握したうえで償還計画の提出を求めるとともに、計画どおり納付するよう指導してまいります。 現在返還が滞っている者に対しては、戸別訪問等により、生活状況の把握、納入指導を行い、転居等による管外居住者については、所管する福祉事務所より情報提供を求め、生活実態を把握し納入指導を行ってまいります。</p>			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成21年10月19日
<p>(指摘事項) 児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した未収金計45,243,822円については、自宅訪問や電話により納入を働きかけた結果、平成21年10月31日までに一部納付を含め366,921円を回収しております。 今後とも、自宅訪問や電話による納入の働きかけを行い、未収金の早期回収及び未然防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成21年10月19日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した未収金137,698,137円については、平成21年10月31日までに一部納付を含め6,299,852円を回収しております。 なお、過年度未納分については、納入義務者に対する督促状の発出、文書による催告のほか、日ごろから担当職員、母子自立支援員及び償還指導員による家庭訪問や電話による催告などを行い、回収の向上に努めております。 また、債権回収強化月間を設けて、滞納が長期に及んでいる世帯を中心に重点的訪問指導を行うことにより、未収金の債権回収に取り組むとともに、債権整理を進めてまいります。</p>			
監査課所名	健康推進課	監査年月日	平成21年10月19日
<p>(指摘事項)</p>			

特定疾患医療費不正請求の返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成20年度から繰越調定した未収金計870,916円については、電話を行うなど回収に努めておりますが、平成21年10月末現在で回収にはいたっておりません。今後とも未収金の回収及び未納防止に一層努力するとともに、債権管理簿による適切な管理を図ってまいります。

監査課所名

医務薬事課

監査年月日

平成21年10月19日

(指摘事項)

公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

○公的医療機関等設備整備基金貸付金（基金会計及び一般会計）

平成20年度から繰越調定した未収金79,065,608円については、一部納付を含め、平成21年10月31日までに334,850円を回収しております。

未収金の回収に当たり、平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払込がなされております。

今後も債権管理に努め、回収に努力してまいります。

○秋田県看護職員修学資金貸付金

平成20年度から繰越調定した未収金2,695,618円については、一部納付を含め、平成21年10月31日までに272,000円を回収しております。

債務者と連絡を取りながら回収に努めておりますが、今後とも未収金の早期回収、未納防止に努力してまいります。

監査課所名

県民文化政策課

監査年月日

平成21年10月9日

(指摘事項)

総合生活文化会館事業収入等に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)

総合生活文化会館事業収入の未収金28,025円（1法人）のうち、10,177円につきましては民事再生計画の履行により弁済されましたが、残額17,848円については、民事再生手続による再生計画認可決定の確定により不納欠損処分を行う予定です。

また、国民文化祭出演団体派遣事業費補助金に係る返還金の未収金37,600円（1団体）につきましては、再三にわたり文書及び口頭により納付の履行を督促し、併せて、債務者に面会して納付に向けた意思を確認のうえで自署により納付計画書を受け取っておりますが、約束した期日が過ぎても履行されていません。今後も、面接等による督促を促進し、早期回収に努めてまいります。

監査課所名

環境整備課

監査年月日

平成21年10月9日

(指摘事項)

行政代執行費用に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

○能代市の債権者に係る代執行費用

法人については破産宣告を受けていることから、破産管財人に交付要求しており、破産手続の進捗状況を随時確認しておりますが、現時点では配当に向けた動きはありません。また、個人及び関連法人については、財産調査等を行い、滞納処分可能な財産を差し押さえる措置を執り、これまでに286,328円を回収しております。今後とも財産調査を継続し、費用の回収に努めてまいります。

○八郎潟町の債務者に係る代執行費用

事実上の倒産から10年ほど経過しており、登記されている本店所在地に法人の実態が無く、所得及び保有資産ともに確認できないほか、役員とも連絡が取れず、住所地となっていた場所からも既に行方が分からなくなったことから、滞納処分の執行停止も視野にいれて対応してまいります。

監査課所名

自然保護課

監査年月日

平成21年10月9日

(指摘事項)

<p>鳥獣保護センターごみ処理業務委託の随意契約において、2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者からの見積書の徴取によって契約しているので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 今後は、適切な処理を行います。</p>			
監査課所名	農林政策課	監査年月日	平成21年10月14日
<p>(指摘事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措置事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金につきましては、平成21年6月11日に納入されております。 今後は、新たな未収金が発生しないよう適切な債権管理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農林政策課団体指導室	監査年月日	平成21年10月14日
<p>(指摘事項) 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) ○林業・木材産業改善資金について これまでと同様、文書による督促及び職員の面談指導により、未収金の回収に努めます。なお、延滞が長期化している事例については、最終整理への検討を進めてまいります。 ○農業改良資金について これまでと同様、文書による督促及び職員の面談指導により、未収金の回収に努めます。また、現在分割返済している者については、返済が継続するよう、指導に努めてまいります。 ○農業振興対策資金について 現在分割返済がなされており、今後も返済が継続するよう、指導に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農畜産振興課	監査年月日	平成21年10月14日
<p>(指摘事項) 畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金については、一部が納付されておりますが、今後も債務者等への督促を行うとともに、分割納付等で収入の確保を図りながら、収納整理に努めます。 また、納付が不可能と思われる債務者については、十分な調査の上、不納欠損等の措置を講じてまいります。</p>			
監査課所名	農地整備課	監査年月日	平成21年10月14日
<p>(指摘事項) 工事前払金返還金利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 工事前払金返還金利息に係る未収金については、4件で427,743円でありましたが、平成21年11月5日現在3件で422,743円となっております。この3件については、法人の解散や倒産などから債権の回収が非常に困難なため、徴収停止措置を講じております。 今後は、適切な時期に債権放棄等の必要な手続きがなされるよう検討してまいります。</p>			
監査課所名	水産漁港課	監査年月日	平成21年10月14日
<p>(指摘事項) 生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 債務者である藤里町内水面漁業生産組合から、平成21年9月14日付けで時効の援用に関する通知書が提出さ</p>			

れたことを受け、現在、関係部署と対応を協議しながら不納欠損処分の手続きを進めております。

監査課所名	森林整備課	監査年月日	平成21年10月14日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

職員給料の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

職員の給料返納に係る未収金につきましては、これまでで行方不明となっていた、本人の情報収集に努めてきたところではありますが、平成21年7月31日に本人の実家に出向き母親との面談で返還について依頼を行いました。また、平成21年8月13日に本人の本籍地である秋田市役所に現住所の照会をしたところ、横浜市在住が確認されたことから、平成21年9月4日に返納についての文書を送付いたしました。今後も引き続き状況把握を行うとともに、早期回収に努力してまいります。

監査課所名	産業経済政策課	監査年月日	平成21年10月15日
-------	---------	-------	-------------

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

延滞者及び延滞懸念者への訪問回数を昨年以上に増やして償還を促していくことを目標とします。

長期・多額の延滞は早急な解消が難しいことから、償還計画や当面の償還予定を立てさせるなど、分納を指導していきます。

また、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して考えていきます。

監査課所名	地域産業課誘致企業室	監査年月日	平成21年10月15日
-------	------------	-------	-------------

(指摘事項)

工業団地開発事業特別会計に係る未収金の回収に一層努めるとともに、違約金については、適切な債権管理を行うこと。

(措置事項)

工業団地開発事業特別会計の財産貸付収入に係る未収金については、納入義務者への面接、企業訪問を定期的実施し、企業の活動状況を把握するとともに、実態に応じた分割納付及び納入期日の再設定等の多様な方法を取りながら、未収金の回収に努めます。

また、違約金に係る未収金については、当該企業の活動実態が無く、民法上の消滅時効期日(平成17年11月19日)が経過していることから、今後の対応について顧問弁護士と相談し、適切な方法により処理してまいります。

(指摘事項)

工業団地環境整備工事の随意契約において、3者以上から見積書を徴取すべきところ、1者からの見積書の徴取によって契約しているので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

随意契約における見積書の徴取については、財務規則に従い適切な処理を行うとともに、同様の事案についてはチェックシートによる確認体制の強化を図ってまいります。

監査課所名	資源エネルギー課	監査年月日	平成21年10月15日
-------	----------	-------	-------------

(指摘事項)

普通財産の貸付に係る使用料を徴取していないものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

調定漏れのあった使用料につきましては、平成21年7月31日に調定し、平成21年8月7日に納入されています。

今後は貸付状況を一覧表にまとめ、許可日、調定日、納入日等を班員が確認できるようにし、再発防止に努めます。

監査課所名	下水道課	監査年月日	平成21年10月16日
<p>(指摘事項) 下水道事業使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成17年度から20年度の下水道課の未収金は、下水道使用料が11件266,767円、工事請負会社の倒産に伴う工事前払金返還利息(雑入)が1件15,369円で、合計12件282,136円であります。</p> <p>このうち下水道使用料については、これまで、5名の未納者に対し、延べ18回の訪問や書面等による督促を行った結果、17年度分1件20,758円、20年度分3件12,714円の入金があり、21年11月5日現在の下水道使用料未収金は、7件233,295円、下水道課合計で8件248,664円となっています。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と連携をとりながら、未納者に対して書面及び訪問による督促を行うほか、納付方法の相談に応ずるなどして、早期の回収に努めます。</p> <p>また、工事前払金返還利息に係る未収金については、現在債務者の破産手続きが進められており、その推移もふまえながら今後とも適正な債権管理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	道路課	監査年月日	平成21年10月16日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事前払金返還金利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、電話、文書による督促を実施しているものの未だ全額の回収にいたっておりません。引き続き、電話をはじめ、文書、訪問等による督促などを実施し回収に努めてまいります。</p> <p>工事前払金返還利息に係る未収金については、平成20年8月8日破産終結の決定により今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成21年6月8日付けで、地方自治法施行令の規定による徴収停止の措置を行っております。今後も適正な債権管理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	河川砂防課	監査年月日	平成21年10月16日
<p>(指摘事項) 河川土石採取料等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、徴収停止措置している未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 河川占用料(28,400円)に係る未収金については、平成21年8月12日に全額回収いたしました。</p> <p>河川占用料(99,973円)及び契約解除違約金(359,625円)に係る未収金については、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定により徴収停止の措置を行っております。これらの債権について、今後も適正な管理に努めてまいります。</p> <p>工事前払金返還利息(30,200円)に係る未収金については、債務者の代理人より自己破産の申立の予告通知があり、債権回収が非常に困難であるので、今後、徴収停止を含めた必要な手続きについて検討してまいります。</p> <p>河川土石採取料(199,380円)に係る未収金については、月々分割納入が行われており、平成21年10月31日までに42,192円回収しております。</p> <p>今後も全額回収に向けて一層努力いたします。</p>			
監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成21年10月16日
<p>(指摘事項) 港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 行政代執行の未収金については、債務者の所有する不動産に対して参加差押処分を行っており、今後も継続して債権の回収に努めてまいります。</p>			

港湾施設用地使用料の未収金については、分割納付により平成21年10月末までに、770,080円が納付され、未納残額が1,422,000円となっております。

また、債務者の所有する不動産に対して参加差押処分を行っております。今後も訪問等により督促を行い、債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成21年10月16日
-------	-------	-------	-------------

## (指摘事項)

県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

公営住宅は、住宅市場で住宅確保が困難な者に対して住宅を供給するセーフティーネットの役割を担っております。県営住宅入居者の所得を見ると、約38%が年収200万円以下の世帯となっており、これらの世帯は、失業・病気等の不意の出費等に対応できず、多重債務に陥ったり家賃を滞納する傾向にあります。

県では、平成11年度に「県営住宅家賃滞納対策要綱」を策定し、平成12年度から滞納者に対する督促を組織的に、かつ継続的に行っているところですが、これを更に徹底するとともに、より滞納原因の把握に努め、それに適した制度（生活保護等）や専門家（多重債務整理）を紹介するなど、滞納の発生を抑え、更には解消を図ります。なお、これらの措置と並行して、悪質とみなされる滞納者に対しては法的措置（支払督促、明渡訴訟等）を講ずる予定であります。

また、生活保護世帯において、住宅扶助として別途支給される家賃を滞納する傾向にありますので、これを福祉事務所から直接納入とすべく協議を進めてまいります。

監査課所名	会計管財課	監査年月日	平成21年10月20日
-------	-------	-------	-------------

## (指摘事項)

土地貸付収入に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

平成20年度から繰越調定した土地貸付料の未収金及び延滞金1,063,724円については、平成21年11月16日までに263,829円を回収しました。

定期的な電話連絡による状況確認又は毎月の臨戸による分割徴収に努めているところではありますが、今後とも全額納入されるよう債権回収についてさらに努力してまいります。

監査課所名	総務事務センター	監査年月日	平成21年10月20日
-------	----------	-------	-------------

## (指摘事項)

恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

返納金については、分割により定期的の一部納入されておりますが、今後とも納入が滞ることのないよう、引き続き債務者との面談、電話及び書面により督促を行います。

また、分割返納額の引き上げのため、他の債務状況等、返還能力の確認を行うなど、早期回収に努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成21年8月17日
-------	----------------	-------	------------

## (指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ16.1%、743万円増の5,354万円となっております。

このうち、個人県民税が94.7%を占めていることから、市町との協働の取り組みを継続しながら、短期派遣事業により派遣中の納税推進専門員のサポート等を的確に行う等により、その縮減に努めてまいります。

また、個人県民税以外については、今後とも早期着手、早期判断を心がけ、適切な滞納者管理のもと、悪質な滞納者に対しては厳正な処分と臨むとともに、離職者等からの分納相談などには、きめ細かな対応を心がけるなど、滞納整理の促進、強化を図ってまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（県税部）	監査年月日	平成21年8月18日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ22.0%、3,049万円余り増の1億6,915万円余りとなっております。</p> <p>このうち、個人県民税が78.6%を占めていることから、市村との協働の取り組みを継続しながら、短期派遣事業により派遣中の納税推進専門員のサポート等を的確に行う等により、その縮減に努めてまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後とも早期着手、早期判断を心がけ、適切な滞納者管理のもと、悪質な滞納者に対しては厳正な処分と臨むとともに、離職者等からの分納相談などには、きめ細かな対応を心がけるなど、滞納整理の促進、強化を図ってまいります。</p>			
監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	平成21年8月18日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した未収金のうち、生活保護費返還金等一般会計分5,464,036円については、平成21年10月末現在、一部納付を含め96,000円を回収しております。</p> <p>また、母子寡婦福祉資金特別会計分11,036,534円については、平成21年10月末現在、一部納付を含め1,409,200円を回収しております。</p> <p>今後も、引き続き文書や訪問による納入催告を行い、未収金の早期回収に努めるとともに、未収金発生の防止に一層努力いたします。</p>			
監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成21年8月18日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めるとともに、業務委託契約解除に伴う賠償金等に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 県営住宅使用料に係る未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により継続的に督促を行っているところですが、今後は滞納者本人への督促強化とともに、連帯保証人への督促を強化するなど一層の回収に努めてまいります。</p> <p>河川占用料に係る未収金及び業務委託契約解除に伴う賠償金に係る未収金については、今後の徴収が不可能と認められたことから、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。その後の状況を注視してまいりましたが、状況に変化がないため、現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成21年8月19日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ13.4%、2,160万円余り増の1億8,241万円余りとなっております。</p> <p>このうち、個人県民税が74.7%を占めていることから、市町との協働の取組みを継続しながら、短期派遣事業により派遣中の納税推進専門員のサポート等を的確に行う等により、その縮減に努めてまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後とも早期着手、早期判断を心がけ、適切な滞納者管理のもと、悪質な滞納者に対しては厳正な処分と臨むとともに、離職者等からの分納相談などには、きめ細かな対応を心がけるなど、滞納整理の促進、強化を図ってまいります。</p>			



監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成21年8月19日
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した未収金6,859,585円については、平成21年11月15日までに一部納付を含め、91件、765,642円を回収しております。</p> <p>今後とも、書面、電話及び自宅訪問による督促を行い、未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	平成21年8月19日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 県営住宅使用料の未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により継続的に督促を行っているところですが、今後は滞納者本人への督促強化とともに、連帯保証人への督促を強化するなど一層の回収に努めてまいります。</p> <p>工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、平成19年10月12日に分割納付誓約書が提出され、毎月1万円を分割納付することとしておりますが、未だ全額の回収に至っておりません。今後、督促等を実施し回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（県税部）	監査年月日	平成21年8月20日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところでありますが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ15.0%、1億3,234万円余り増の10億1,426万円余りとなっております。</p> <p>このうち、個人県民税が59.1%を占めていることから、市町村との連携を密にし、共同催告や合同滞納整理を実施するほか、県職員短期派遣事業により納税推進専門員を2市に派遣し、その縮減に努めてまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、事務の効率化を図るとともに、適切な滞納者管理を徹底し、悪質な滞納事案については、預貯金等の債権の差押えを重点に置いた厳正な処分の執行など、整理強化に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成21年8月20日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した一般会計及び特別会計の未収金計37,100,968円については、平成21年10月31日までに一部納付を含め2,287,562円を回収しております。</p> <p>今後とも未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（農林部）	監査年月日	平成21年8月20日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 前払金返還利息に係る2件の未収金のうち、徴収停止していた1件については、平成21年3月に不納欠損処分を行いました。また、残る1件については、債務者の破産手続が終結し今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成21年7月に徴収停止としました。</p>			

今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成21年8月20日
<p>(指摘事項) 河川土石採取料に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 河川土石採取料に係る未収金については、平成18年6月30日付けで分割納入誓約書の提出を受け、翌月から納入があり平成21年10月末現在300.192円を回収しております。 今後も全額回収に向けて一層努力いたします。</p>			
監査課所名	由利地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成21年8月24日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ、23.2%、4,326万円増の2億3,005万円余りとなっております。 このうち、未収金の73.6%を占める個人県民税につきましては、市との共同催告文書の発付・合同滞納整理等の実施による滞納整理を推進し、その縮減に努めてまいります。 また、個人県民税以外については、適切な滞納者管理を徹底するとともに、滞納整理を強化し、厳正な処分を臨むことで未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	由利地域振興局（建設部）	監査年月日	平成21年8月24日
<p>(指摘事項) 河川占用料収入に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年8月12日に全額納付され、未収金は解消されております。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成21年8月25日
<p>(指摘事項) 農林部に係る支出において、経理事務担当者が出納機関カードを無断で使用してシステムにアクセスすることにより業者等への支払が行われているものがあるので、今後は出納機関カードの管理を適正に行うこと。</p> <p>(措置事項) 平成21年6月1日より秋田県財務会計システム識別カード取扱要領（平成21年5月25日付け会管-791通知）に基づき、適正に管理しております。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局（県税部）	監査年月日	平成21年8月25日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところですが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ8.8%、1,970万円増の2億4,400万円余りとなっています。 このうち、個人県民税が65.4%を占めていることから、仙北市との合同滞納整理の実施や大仙市・美郷町に県職員を派遣して個人住民税等の滞納整理に当たらせる短期派遣事業を推進し、その縮減に努めてまいります。 また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を実行すること等により、未収金の縮減に努めてまいります。</p>			

監査課所名	仙北地域振興局（農林部）	監査年月日	平成21年8月25日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う前払剰余金の返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 工事請負契約解除に伴う前払剰余金の返還利息に係る未収金につきましては、地方自治法施行令の規定による徴収停止の措置を講じておりますが、状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 職員が財務会計システムに無断でアクセスし、決裁や出納機関の審査を経ないで支払いを行っているものがあるので、今後は再発防止策を講ずる等適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 職員全員に綱紀保持をあらためて徹底するとともに秋田県財務会計システム識別カード取扱要領（平成21年5月25日付け会管-791通知）に基づき、財務会計識別カードの管理を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局（建設部）	監査年月日	平成21年8月25日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う前払剰余金の返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 工事請負契約解除に伴う前払剰余金の返還利息に係る未収金につきましては、地方自治法施行令の規定による徴収停止の措置を講じており、状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成21年8月25日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところですが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ19.2%、2,274万円増の1億4,094万円余りとなっています。</p> <p>このうち、個人県民税が82.6%を占めていることから、横手市に県職員を派遣して個人住民税等の滞納整理に当たらせる短期派遣事業を推進し、その縮減に努めてまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により、未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成21年8月25日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成20年度から繰越調定した未収金計71,072,395円につきましては、平成21年10月31日までに一部納付を含め、2,104,168円を回収しております。</p> <p>これまで母子寡婦福祉資金償還金に係る未収金の回収に協力いただいた「母子寡婦福祉資金償還協力員」制度が平成20年度末に廃止され、督促に係る人的条件が低下しましたが、日中に自宅で会うことのできない滞納者に対しては職場訪問等により、今後とも、未収金の早期回収に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 財務規則に規定する期間内に、督促状を送付していないものがあるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 今後は、財務規則の規定により督促状を送付し、適切に処理してまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	平成21年8月25日

## (指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、滞納者に電話、文書、訪問等により督促しておりますが、連帯保証人にも督促するなど早期に滞納を解消するよう、今後とも一層の回収に努めてまいります。

## (指摘事項)

橋梁の架替に伴う仮設橋保守工事において、複数の者から見積書を徴取して契約の相手方を決定できる契約内容であるにもかかわらず、特定の相手方と契約しているので、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

今後は事務取扱等に十分留意し適正な事務に努めてまいります。

監査課所名

雄勝地域振興局（総務企画部）

監査年月日

平成21年8月24日

## (指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところですが、平成21年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ5.3%、423万円増の8,460万円余りとなっています。

このうち、個人県民税が81.1%を占めていることから、町村との合同滞納整理の実施や湯沢市に県職員を派遣して個人住民税等の滞納整理に当たらせる短期派遣事業を推進し、その縮減に努めてまいります。

また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により、未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名

雄勝地域振興局（福祉環境部）

監査年月日

平成21年8月24日

## (指摘事項)

心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

平成20年度から繰越調定した未収金198,000円については、平成21年11月18日までに、一部納付金を含め27,000円を回収しております。今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び未納防止に努めてまいります。

監査課所名

農林水産技術センター（農業試験場）

監査年月日

平成21年5月19日  
[平成21年8月19日]

## (指摘事項)

軽油引取税の免税が認められる用途に軽油を使用しているにもかかわらず、免税手続きを行っていないものがあるので、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

軽油引取税の課税免除を受けるため、次のとおり手続きを実施しました。

- 1 秋田県県税条例第122条の7の規定に基づき、所轄の地域振興局県税部へ免税軽油使用者証交付申請書並びに免税証交付申請書を提出した。
- 2 県税部において書面及び現地確認等審査を行い、対象業務内容及び使用車両・使用形態並びに機械稼働日数等から使用数量を決定し、使用者証及び免税証の交付を受けた。

## &lt;免税証の交付状況&gt;

交付年月日：平成21年10月30日、免税証の数量：400冊

来年度以降も引き続き、免除申請手続きを実施します。

監査課所名

農林水産技術センター（果樹試験場）

監査年月日

平成21年6月11日  
[平成21年8月19日]

## (指摘事項)

軽油引取税の免税が認められる用途に軽油を使用しているにもかかわらず、免税手続きを行っていないものがあるので、今後は適切に処理すること。

<p>(措置事項)</p> <p>軽油引取税の課税免除を受けるため、次のとおり手続きを実施しました。</p> <p>1 秋田県県税条例第122条の7の規定に基づき、所轄の地域振興局県税部へ免税軽油使用者証交付申請書並びに免税証交付申請書を提出した。</p> <p>2 県税部において書面及び現地確認等審査を行い、対象業務内容及び使用車両・使用形態並びに機械稼働日数等から使用数量を決定し、使用者証及び免税証の交付を受けた。</p> <p>&lt;免税証の交付状況&gt;</p> <p>①本場・・・交付年月日：平成21年7月28日、免税証の数量：600㍻</p> <p>②鹿角分場・・・交付年月日：平成21年8月10日、免税証の数量：500㍻</p> <p>③天王分場・・・交付年月日：平成21年8月10日、免税証の数量：200㍻</p> <p>来年度以降も引き続き、免除申請手続きを実施します。</p>			
監査課所名	農林水産技術センター（森林技術センター）	監査年月日	平成21年5月20日 [平成21年8月19日]
<p>(指摘事項)</p> <p>軽油引取税の免税が認められる用途に軽油を使用しているにもかかわらず、免税手続きを行っていないものがあるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>軽油引取税の課税免除を受けるため、次のとおり手続きを実施しました。</p> <p>1 秋田県県税条例第122条の7の規定に基づき、所轄の地域振興局県税部へ免税軽油使用者証交付申請書並びに免税証交付申請書を提出した。</p> <p>2 県税部において書面及び現地確認等審査を行い、対象業務内容及び使用車両・使用形態並びに機械稼働日数等から使用数量を決定し、使用者証及び免税証の交付を受けた。</p> <p>&lt;免税証の交付状況&gt;</p> <p>交付年月日：平成21年8月27日、免税証の数量：60㍻</p> <p>来年度以降も引き続き、免除申請手続きを実施します。</p>			
監査課所名	農林水産技術センター（水産振興センター）	監査年月日	平成21年6月10日 [平成21年8月19日]
<p>(指摘事項)</p> <p>生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>藤里町内水面漁業生産組合長から平成21年9月14日付けで時効の援用に関する通知書が提出されたことを受け、現在、水産漁港課において年度内の解決に向け関係部署と対応を協議しております。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>物品の借受契約において、契約書を作成する際に金額を誤り、落札金額よりも高い金額で契約を締結しているので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>平成21年5月18日に契約業者と変更協議を行い、5月20日付けで正しい金額に契約変更いたしました。また、当初契約から変更契約までに支払った差額につきましては、契約業者からの返納申し入れに基づき、平成21年度歳入として収納いたしております。</p> <p>今後は、このようなことのないよう適切に処理してまいります。</p>			
監査課所名	産業技術総合研究センター	監査年月日	平成21年5月20日 [平成21年8月19日]
<p>(指摘事項)</p> <p>高度技術研究所使用料に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項)</p> <p>設備使用料に係る未収金については、債務者の破産手続きが終了したことにより、回収できる見込みが無くなったことから、平成20年3月11日付けで徴収停止措置としております。</p> <p>今後は、消滅時効の経過を待ち、不納欠損の手続きを進めることとしております。</p>			
監査課所名	太平療育園	監査年月日	平成21年5月19日 [平成21年8月21日]

## (指摘事項)

入所者の医療費等に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

平成21年10月31日現在における未収金の回収状況は次のとおりです。

発生年度	未収額	回収額	未収残額
平成18年度	227,857円	0円	227,857円
平成20年度	136,033円	86,241円	49,792円
合 計	363,890円	86,241円	277,649円

引き続き未収金の早期回収及び未納防止に努めてまいります。

## (指摘事項)

財務規則に規定する期間内に、督促状を送付していないものがあるので、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

平成21年度分については、未納発生後、適正な時期に督促状を交付いたしております。

今後も、適正に事務処理を行い、未納解消に努めてまいります。

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成21年5月15日 [平成21年8月21日]
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>平成20年度から繰越調定した収入未済額合計16,157,830円については、平成21年10月31日までに、一部、264,500円を回収しております。</p> <p>なお、過年度未納分については、納入義務者に対する督促状の発出、文書による催告のほか、県内在住の未納者については直接訪問して催告を行うなど、未納額の解消に努めております。</p> <p>今後も、未納者を訪問し納付指導を行い、一層の債権回収に取り組むとともに、債権整理を進めてまいります。</p>			
監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成21年6月10日 [平成21年8月21日]
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>平成20年度から繰越調定した収入未済額合計48,378,960円については、平成21年10月31日までに一部、280,560円を回収しております。</p> <p>なお、過年度未納分については、納入義務者に対する督促状の発出や、文書による催告を行い未納額の解消に努めております。</p> <p>今後も、より一層の債権回収に取り組むとともに、予算主管課で示す県統一の考え方に基づき、債権整理を進めてまいります。</p>			
監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成21年5月14日 [平成21年8月21日]
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>平成20年度から繰越調定した未収金13,444,310円については、平成21年10月31日までに、26,700円を回収しております。</p> <p>過年度未納分については、納入義務者に対して文書による催告をするほか、県内在住の未納者については、直接訪問して催告を行うなど、未収金の回収に努めております。</p> <p>今後も、未納者を訪問し指導するなど、より一層の債権回収に取り組むとともに債権整理を進めてまいります。</p>			
監査課所名	大阪事務所	監査年月日	平成21年7月29日

## (指摘事項)

北東北三県大阪合同事務所運営費負担金において、正規に支出すべき科目に所要額を計上せずに、異なる予算科目から執行しているため、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

今後の予算執行にあたっては、随時予算主管課との連絡調整を図りながら、適正な予算管理に努めてまいります。

## (指摘事項)

物品購入の随意契約において、2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者からの見積書の徴取によって契約しているため、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

ご指摘を踏まえ、職員全員が財務規則の内容について再確認を行いました。今後は、点検体制を強化し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	鷹巣技術専門校	監査年月日	平成21年4月14日 [平成21年8月21日]
-------	---------	-------	----------------------------

## (指摘事項)

学生寮の入寮者から徴収する費用において、積算の根拠となる規程が整備されていないため、所要の措置を講ずること。

## (措置事項)

寮費の取扱については、これまで平成14年4月1日付で労働政策課（現雇用労働政策課）からの「技術専門校学生寮経理の取扱について」に基づき会計処理していますが、ご指摘を踏まえ、主管課が関係課等と協議のうえ、具体的な取扱要領を整備しましたので、平成22年度からは要領に基づき、徴収事務を実施してまいります。

## (指摘事項)

警備機器設置の委託契約において、契約書に添付すべき仕様書等がないため、委託業務の内容が不明確となっているため、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

ご指摘を踏まえ、契約の相手方とともに、関係仕様書、図面を契約書に添付し保管しています。今後は、このようなことがないように財務規則の研鑽に努め、契約事務を適正に実施してまいります。

監査課所名	北部流域下水道事務所	監査年月日	平成21年8月18日
-------	------------	-------	------------

## (指摘事項)

下水道事業使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

平成17年度から平成20年度の下水道課の未収金は、下水道使用料が11件266,767円であります。これまで、5名の未納者に対し、延べ18回の訪問や書面等による督促を行った結果、平成17年度分1件20,758円、平成20年度分3件12,714円の入金があり、平成21年11月5日現在の下水道使用料未収金は、7件233,295円となっています。

今後も引き続き、関係機関と連携をとりながら、未納者に対して書面及び訪問による督促を行うほか、納付方法の相談に応ずるなどして、早期の回収に努めてまいります。

監査課所名	中央流域下水道事務所	監査年月日	平成21年8月20日
-------	------------	-------	------------

## (指摘事項)

工事前払金返還利息に係る未収金の回収に努めること。

## (措置事項)

工事前払金返還利息に係る未収金については、現在債務者の破産手続きが進められており、その推移もふまえながら今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

## (指摘事項)

行政財産の目的外使用許可に係る使用料を徴収していないものがあるため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

## (措置事項)

徴収していないことを確認した時点で、速やかに手続きを行い使用料を徴収しました。今後は調定漏れのな いよう十分に注意して事務処理を進めてまいります。			
監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成21年6月9日 [平成21年8月21日]
<p>(指摘事項)</p> <p>港湾施設使用料に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>港湾施設用地使用料の未収金については、分割納付により平成21年10月末までに、770,080円が納付され、未納残額が1,422,000円となっております。</p> <p>また、債務者の所有する不動産に対して参加差押処分を行っております。今後も訪問等により督促を行い、債権の回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	能代港湾事務所	監査年月日	平成21年5月19日 [平成21年8月21日]
<p>(指摘事項)</p> <p>港湾保安施設事業岸壁臨時フェンス設置業務委託において、複数の者から見積書を徴収して契約の相手方を決定できる契約内容であるにもかかわらず、特定の相手方と契約しているため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>今後は事務取扱等に十分留意し適正な事務に努めます。</p>			
監査課所名	大館能代空港管理事務所	監査年月日	平成21年5月19日 [平成21年8月21日]
<p>(指摘事項)</p> <p>事務処理を失念したことにより、労働保険料の支払いが遅れ、延滞金を課せられているので、業務チェック体制の強化等の対策を講じ、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>今後は、業務の進行管理を徹底し、支払い遅延のないよう適切な処理を行うよう努めてまいります。</p>			

※ 監査年月日欄の [ ] は、決算後数値による追加監査年月日である。

### 監査結果公告第2号

地方自治法（平成22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成22年3月5日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
秋田県監査委員 樽 川 隆  
秋田県監査委員 大 和 顯 治  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
教総—————2525  
平成21年11月25日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

監査課所名	福利課	監査年月日	平成21年10月13日
<p>(指摘事項)</p> <p>恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>			



恩給過年度返納金に係る未収金については、債務者が住民登録している住所に訪問や文書による督促を繰り返し実施しておりますが、実際には居住しておらず所在が不明なため面会できない状況が続いております。

住民登録している市役所に異動の有無を照会しながら、訪問や文書による督促を継続し、回収に引き続き努めてまいります。

監査課所名	盲学校	監査年月日	平成21年4月16日 [平成21年8月25日]
<p>(指摘事項)</p> <p>ボイラー運転業務委託の指名競争入札において、5者以上指名すべきものを、合理的な理由がないまま4者を指名し、入札を行っているため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>平成21年は5者以上(6者)に指名し入札を行いました。</p> <p>今後は財務規則等の確認を徹底しながら、事務取扱等に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>			

※ 監査年月日欄の [ ] は、決算後数値による追加監査年月日である。

### 監査結果公告第3号

地方自治法(平成22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成22年3月5日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
秋田県監査委員 樽 川 隆  
秋田県監査委員 大 和 顯 治  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
秋公委会第1号  
平成21年11月16日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について

平成21年10月30日付け監委-570で通知のあったみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり回答します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成21年10月15日
<p>(指摘事項)</p> <p>放置違反金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>放置違反金に係る未収金については、73件1,023,000円でありましたが、訪問や文書等により督促を行った結果、18件223,200円が納入済で平成21年10月末現在、55件799,800円の未収金となっております。</p> <p>また、交通事故示談金については、3件120,747円でありましたが、訪問や文書等により督促を行った結果、1件85,850円が納入済、2件は分割納付継続中で平成21年10月末現在、2件34,897円の未収金となっております。</p> <p>今後とも訪問や文書等による督促を継続し、全額収納に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	横手警察署	監査年月日	平成21年6月3日 [平成21年8月25日]
<p>(指摘事項)</p> <p>除排雪作業の委託契約において、作業別の単価が全て予定価格の範囲内でなければ契約できないものを、一部の単価が予定価格を上回ったまま契約しているため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>今後は、契約締結時に予定価格と見積書徴取結果の価格を対比できる一覧表を記載することとし、決裁時の</p>			

チェックを徹底させ、適切な事務処理に努めてまいります。

※ 監査年月日欄の [ ] は、決算後数値による追加監査年月日である。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号